

2012年3月14日

内閣府食品安全委員会事務局評価課内

「平成24年度運営計画（案）」意見募集担当 御中

「平成24年度食品安全委員会運営計画（案）」に対する意見

（法人名）日本生活協同組合連合会

（所在地）〒150-8913

東京都渋谷区渋谷 3-29-8

電話：03-5778-8124

国民の健康保護を目的とした食品安全行政を推進するため、食品健康影響調査や関係各省との連携によるリスクコミュニケーションの実施など、貴委員会の取り組みに敬意を表します。2011年度は、原子力発電所の事故に伴う放射性物質の健康影響が社会全体の大きな関心事となりました。放射線の問題は、きわめて専門的な内容であること、牛肉やお茶などで見られたように汚染の経路が単純ではないこと、マスコミやインターネットなどの情報でも安全性のとらえ方に幅があることなどから、消費者にとっては、理解が難しい問題です。この問題については、引き続きリスクコミュニケーションが重要になっています。

以上をふまえ、食品安全委員会の「平成24年度食品安全委員会運営計画（案）」（以下「計画（案）」）に対し、下記の意見とその理由を提出します。

記

1. 放射性物質のように総合的な観点でのリスク評価が求められる場合は、他省庁とも調整を行なった上でリスク評価を行えるよう、整理を行ってください。

【第3 食品健康影響評価の実施 1 リスク管理機関から食品健康影響評価を要請された案件の着実な実施】に関して

2011年度は、放射線の人への健康リスクを管理するため、食品、学校の校舎・校庭等、震災により発生した廃棄物等、様々な分野での基準やガイドラインが設定されました。これらは、厚生労働省、文部科学省、環境省など、それぞれの省庁で検討され、管理の基準が設定されています。しかしながら、被ばく低減に向けての国全体の考え方が整理されないまま進められたため、国民にとっては各分野での規制の整合性や今後の見通しを理解しづらい状況です。

このような状況下で、国民の中には、「内部被ばくは外部被ばくより影響が大きいのではないか」「放射性物質は限りなくゼロに近づけないと安心できない」とい

う不安も生まれています。今回の放射性物質のように、食品以外の経路からも曝露が想定される物質のリスク評価を行う場合は、他の省庁と調整を行ったり、場合によっては、国全体の方針を示すよう働きかけを行った上でリスク評価を行ってください。

2. 科学的知見が十分にそろっていない分野についても、必要に応じ、一定のリスク評価や、管理に役立つ指針等が示せるよう、食品健康影響評価の方法についての検討を行ってください。

【第3 食品健康影響評価の実施 1 リスク管理機関から食品健康影響評価を要請された案件の着実な実施】 に関して

貴委員会の評価は、科学に基づいて実施されており、この点については高く評価しているところです。しかしながら、収集できるデータ等の資料が十分ではない等、科学的知見が十分ではない場合は評価が進まなかったり、評価自体を実施しないことも見受けられます。

国民の関心をふまえると、適切な時期に指針等の一定の結論を出していくことも必要であると考えます。リスク管理機関から依頼されたリスク評価においては期限を決めて一定の結論を出していくしくみが必要だと考えます。2009年に注目されたグリンドール脂肪酸エステルについても、すみやかに何らかの評価を提出することが望ましいと考えます。

3. 食品健康影響評価に関するガイドラインの作成を速やかに実施してください。

【第3 食品健康影響評価の実施 2 評価ガイドラインの策定】 に関して

これまでに、「微生物」「薬剤耐性菌」「食品添加物」などについてのガイドラインが策定されています。しかし「農薬」や「動物用医薬品」「飼料添加物」「器具・容器包装」のリスク評価に関するガイドラインは未策定です。「計画（案）」では平成23年度の運営計画に引き続き「農薬の食品健康影響評価における代謝／分解物に関する考え方をまとめる」との記述にとどまっています。ガイドラインは、リスク評価の実施において重要であるため、期限を定めて早急に策定する必要があると考えます。

4. 消費者への判りやすい情報提供やマスメディアへの対応等について、さらに努力が必要です。

【第6 リスクコミュニケーションの促進 2 食品健康影響評価や食品の安全性に関する情報提供・相談等の積極的実施】 に関して

2011年度は、放射性物質や生食用食肉による食中毒について大きく報道されました。報道される情報には、安全性について多様な見方があるため、消費者にとって理解できないことが多々あります。マスコミ報道は消費者にとって身近なものであり消費者の判断に大きな影響を与えます。マスメディアが正しい情報を提供していけるよう、引き続き報道機関への対応を強化してください。

5. リスク評価が行われていない指定添加物、既存添加物についての評価を行ってください。

【第3 食品健康影響評価の実施 2 自ら評価を行う案件の定期的な点検・検討及び実施】 に関して

食品安全基本法の制定後は、食品添加物の指定にあたっては貴委員会によるリスク評価が行われ適正な管理が行なわれていると認識しています。しかしながら、同法が制定される前に指定された指定添加物や既存添加物の中には、安全性のデータが不十分なものが残されています。食品に使用する化学物質の適正な管理を推進し、食品の安全への消費者の理解を推進するために、根拠が不明な食品添加物についてリスク評価を行ってください。

以上